

令和2年12月3日

関係機関 各位

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では12月3日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、特措法第24条9項に基づき、横浜市、川崎市の酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、12月7日から17日までの時短営業を要請する決定をしましたので、御協力をお願いします。

あわせて、業界団体や県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基づく感染防止対策を改めて徹底していただき「感染防止対策取組書」、「LINE コロナお知らせシステム」を御活用くださるよう、お願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料・動画
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>
- ・県民や事業者の皆様に対する要請内容について
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>
- ・感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

別 添

- ・知事メッセージ

問合せ先

産業労働局 商業流通課 黒田

電話 045 (210) 1111 内線 5609